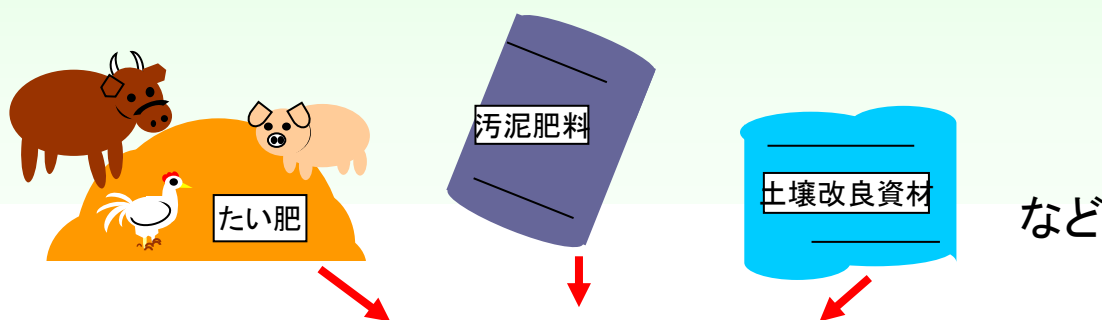


平成19年5月1日から

徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例

が施行されています

この条例は、農地や森林などにおける肥料や土壌改良資材などの不当に大量な施用及び保管を防止して、農地などの保全やその周辺環境保全の確保、ならびに農地などの持続的利用による生産力などの確保を図ることを目的としております。

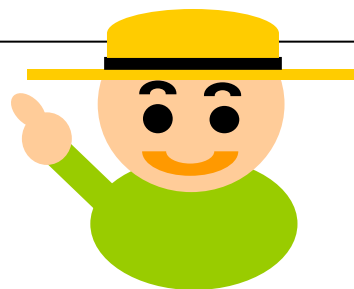


一定の「基準量」を超える施用や保管を行うとき

※基準量は「条例施行規則」で規定されています。

事前に「施用等計画」の
届出が必要になります

25日前までに



基準量

肥料等の種類		届出基準量
汚泥肥料		10aにつき累積11t、または10aにつき年間施用の窒素成分量が100kg
堆肥	牛糞堆肥	10aにつき年間13t
	豚糞堆肥	10aにつき年間 7t
	鶏糞堆肥	10aにつき年間 5t
	スダチ搾りかす堆肥	10aにつき年間 7t
	その他	10aにつき年間施用の窒素成分量が100kg
動物性排せつ物		10aにつき年間施用の窒素成分量が100kg
木質系資材(樹皮、チップ等)		10aにつき年間50立方メートル
森林に施用する肥料等		10aにつき年間500kg

※保管する場合も同様の数量が届出対象となります

詳しくは、お近くの農業支援センターか下記連絡先にお問い合わせ下さい

<連絡先>

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課
安全農業推進担当(電話:088-621-2423)